認定区分と対象条文(防耐火構造・防火材料ほか)

分類		認定対象				対象条文
防耐火構造	耐火構造		外壁	120分		第2条第七号並びに同法施行令第107条第一号、第二号及び第三号(外壁(耐力壁):2時間(第一号)、1時間(第二号及び第三号))
		耐力壁	,	60分	FP060BE	第2条第七号並びに同法施行令第107条第一号、第二号及び第三号(外壁(耐力壁):各1時間)
			間仕切壁	120分	FP120BP	第2条第七号並びに同法施行令第107条第一号及び第二号(間仕切壁(耐力壁):2時間(第一号)、1時間 (第二号))
				60分	FP060BP	第2条第七号並びに同法施行令第107条第一号及び第二号(間仕切壁(耐力壁):各1時間)
			外壁	60分	FP060NE	第2条第七号並びに同法施行令第107条第二号及び第三号(外壁(非耐力壁):各1時間)
		非耐力壁	2下堡	30分	FP030NE	第2条第七号並びに同法施行令第107条第二号及び第三号(外壁(非耐力壁):各30分間)
			間仕切壁		FP060NP	第2条第七号及び同法施行令第107条第二号(間仕切壁(非耐力壁):1時間)
				180分	FP180CN	第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(柱:3時間)
		柱		120分	FP120CN	第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(柱:2時間)
				60分	FP060CN	第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(柱:1時間)
				120分	FP120FL	第2条第七号並びに同法施行令第107条第一号及び第二号(床:2時間(第一号)、1時間(第二号))
		床		60分	FP060FL	第2条第七号並びに同法施行令第107条第一号及び第二号(床:各1時間)
				180分	FP180BM	第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(はり:3時間)
		はり		120分	FP120BM	第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(はり:2時間)
				60分	FP060BM	第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(はり:1時間)
		屋根			FP030RF	第2条第七号並びに同法施行令第107条第一号及び第三号(屋根:各30分間)
		階段			FP030ST	第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(階段:30分間)
	準耐火構造		外壁	60分	QF060BE	施行令第129条の2の3第1項第一号口(1)、(2)及び(3)(外壁(耐力壁):各1時間)
		71.4.0 *	外壁	45分	QF045BE	第2条第七号の二並びに同法施行令第107条の2第一号、第二号及び第三号(外壁(耐力壁):各45分間)
		耐力壁		60分	QF060BP	施行令第129条の2の3第1項第一号ロ(1)及び(2)(間仕切壁(耐力壁):各1時間)
			間仕切壁	45分	QF045BP	第2条第七号の二並びに同法施行令第107条の2第一号及び第二号(間仕切壁(耐力壁):各45分間)
				60分	QF060NE	施行令第129条の2の3第1項第一号口(2)及び(3)(外壁(非耐力壁):各1時間)
			外壁	45分	QF045NE	第2条第七号の二並びに同法施行令第107条の2第二号及び第三号(外壁(非耐力壁):各45分間)
		非耐力壁		30分	QF030NE	第2条第七号の二並びに同法施行令第107条の2第二号及び第三号(外壁(非耐力壁):各30分間)
			88 / Land	60分	QF060NP	施行令第129条の2の3第1項第一号口(2)(間仕切壁(非耐力壁):1時間)
			間仕切壁	45分	QF045NP	第2条第七号の二及び同法施行令第107条の2第二号(間仕切壁(非耐力壁):45分間)
		12.		60分	QF060CN	施行令第129条の2の3第1項第一号口(1)(柱:1時間)
		柱		45分	QF045CN	第2条第七号の二及び同法施行令第107条の2第一号(柱:45分間)
				60分	QF060FL	施行令第129条の2の3第1項第一号ロ(1)及び(2)(床:各1時間)
		床		45分	QF045FL	第2条第七号の二並びに同法施行令第107条の2第一号及び第二号(床:各45分間)
) 1 10		60分	QF060BM	施行令第129条の2の3第1項第一号口(1)(はり:1時間)
		はり		45分	QF045BM	第2条第七号の二及び同法施行令第107条の2第一号(はり:45分間)
		屋根			QF030RF	第2条第七号の二並びに同法施行令第107条の2第一号及び第三号(屋根:各30分間)
		階段			QF030ST	第2条第七号の二及び同法施行令第107条の2第一号(階段:30分間)
				60分	QF060RS	施行令第129条の2の3第1項第一号ロ(2)(軒裏:1時間)
		軒裏		45分	QF045RS	第2条第七号の二及び同法施行令第107条の2第二号(軒裏:45分間)
İ				30分	QF030RS	第2条第七号の二及び同法施行令第107条の2第二号(軒裏:30分間)
				2275	41 000110	Succession = A

1/3 防耐火・材料ほか

認定区分と対象条文(防耐火構造・防火材料ほか)

分類	認定対象				認定記号	対象条文
	防火構造	耐力壁	耐力壁 非耐力壁			第2条第八号並びに同法施行令第108条第一号及び第二号(外壁(耐力壁):各30分間)
						第2条第八号並びに同法施行令第108条第二号(外壁(非耐力壁):30分間)
	軒裏					第2条第八号並びに同法施行令第108条第二号(軒裏:30分間)
	準防火構造				QP020BE	第23条並びに同法施行令第109条の6第一号及び第二号(外壁(耐力壁):各20分間)
	飛び火構造	防火地域等の屋 根	一般		DR	第63条並びに同法施行令第136条の2の2第一号及び第二号(防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根)
			不燃性物品保	管倉庫	DW	第63条及び同法施行令第136条の2の2第一号(防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根(不燃性の物品を保管する倉庫用))
		22条指定区域 の屋根	一般		UR	第22条第1項並びに同法施行令第109条の5第一号及び第二号(同法第22条第1項の市街地の区域内にある建築物の屋根)
			不燃性物品保管倉庫		UW	第22条第1項及び同法施行令第109条の5第一号(同法第22条第1項の市街地の区域内にある建築物の屋根(不燃性の物品を保管する倉庫用))
	その他の構造	柱の防火被覆	柱の防火被覆		CC	施行令第70条(柱の防火被覆)
		不燃性を有する建築物の部分 防火壁の設置を要しない建築物の			CCN	施行令第115条第1項第三号口
				の床等	NH030FL	施行令第109条の3第二号ハ及び第115条の2第1項第四号(床:各30分間)
		防火壁を設けた	防火壁を設けた部分の屋根の構造等			施行令第109条の3第一号及び第113条第1項第三号(屋根:各20分間)
防火材料	不燃材料	一般				第2条第九号並びに同法施行令第108条の2第一号、第二号及び第三号(不燃材料)
		外部仕上用			NE	第2条第九号並びに同法施行令第108条の2第一号及び第二号(不燃材料(外部の仕上げに用いる場合に限る。))
	準不燃材料 一般			QM	施行令第1条第五号並びに第108条の2第一号、第二号及び第三号(準不燃材料)	
		外部仕上用			QE	施行令第1条第五号並びに第108条の2第一号及び第二号(準不燃材料(外部の仕上げに用いる場合に限る))
	難燃材料	難燃材料 一般 外部仕上用			RM	施行令第1条第六号及び第108条の2(難燃材料)
					RE	施行令第1条第六号並びに第108条の2第一号及び第二号(難燃材料(外部の仕上げに用いる場合に限る))
防火設備	防火区画の開口部	防火区画の開口部				施行令第112条第1項(特定防火設備)
	耐火建築物等の外壁防火設備				EB	第2条第九号のニロ及び同法施行令第109条の2(20分間の遮炎性能を有する防火設備)
	防火地域等の外壁防火設備				EC	第64条及び同法施行令第136条の2の3(20分間の準遮炎性能を有する防火設備)
	防火設備の作動性	熱感知器連動		CAT	施行令第112条第14項第一号(防火設備の作動性能等)	
			煙感知器連動		CAS	施行令第112条第14項第二号(防火設備の作動性能等)
建築設備等	合併処理浄化槽の構造				DW3N 等	施行令第35条第1項 等
	火気使用室の換気設備				VEC	施行令第20条の3第2項第一号ロ(火気使用室の換気設備)
	非常用照明装置				LAE	施行令第126条の5第二号(非常用照明装置)
区画	防火区画を貫通す	壁	60分	PS060WL	施行令第129条の2の5第1項第七号ハ(壁:1時間)	
				45分	PS045WL	施行令第129条の2の5第1項第七号ハ(壁:45分間)
			床	45分	PS045FL	施行令第129条の2の5第1項第七号ハ(床:45分間)
			60分	PS060FL	施行令第129条の2の5第1項第七号ハ(床:60分間)	
	界壁の遮音構造				SOI	第30条及び同法施行令第22条の3(界壁の遮音構造)
シックハウス対策	第2種				MF2	施行令第20条の7第2項
	ホルムアルデヒド発散建築材料		第3種		MF3	施行令第20条の7第3項
	対象外				MFN	施行令第20条の7第4項
	年間ホルムアルデ	ド量を保つ居室			RLFC	施行令第20条の7第9項

2/3 防耐火・材料ほか

認定区分と対象条文(防耐火構造・防火材料ほか)

分類		認定対象	認定記号	対象条文	
指定建築材料等	壁倍率 軸組壁倍率		FRM	施行令第46条第4項表一の(八)	
		枠組壁倍率	TBFC	施行規則第8条の3	
	鋼材の接合部	鋼材の接合	JM	施行令第67条第1項	
		継手又は仕口の構造	JC	施行令第67条第2項	
		高力ボルト接合	HSB	施行令第68条第3項	
	指定建築材料	構造用鋼材及び鋳鋼	MSTL	第37条第二号	
		高力ボルト及びボルト	MBLT	第37条第二号	
		構造用ケーブル	MCBL	第37条第二号	
		鉄筋	MSRB	第37条第二号	
		溶接材料(炭素鋼、ステンレス鋼及びアルミニウ.	MWLD	第37条第二号	
		ターンバックル	MTRN	第37条第二号	
		コンクリート	MCON	第37条第二号	
		コンクリートブロック	MBLK	第37条第二号	
		免震材料	MVBR	第37条第二号	
		木質接着成形軸材料	MWGM	第37条第二号	
		木質複合軸材料	MWCM	第37条第二号	
		木質断熱複合パネル	MWTP	第37条第二号	
		木質接着複合パネル	MWGP	第37条第二号	
		タッピンねじその他これに類するもの	MTPS	第37条第二号	
		打込み鋲	MPIN	第37条第二号	
		アルミニウム合金材	MALA	第37条第二号	
		トラス用機械式継手	MMJT	第37条第二号	
		膜材料及びテント倉庫用膜材料	MMEM	第37条第二号	
		セラミックメーソンリーユニット	MCMU	第37条第二号	
		石綿飛散防止材	MAEN	第37条第二号	
		緊張材	MTDN	第37条第二号	
		軽量気泡コンクリート	MALC	第37条第二号	
その他の構造規定		Iグレード	TFBJ	施行規則第1条の3第1項第一号	
	鉄骨製作工場において	Rグレード	TFBR	施行規則第1条の3第1項第一号	
	溶接された鉄骨を用い	Mグレード	TFBM	施行規則第1条の3第1項第一号	
	る建築物の溶接部	Hグレード	TFBH	施行規則第1条の3第1項第一号	
		Sグレード	TFBS	施行規則第1条の3第1項第一号	
	構造計算プログラム		TPRG	施行規則第1条の3第1項本文	
	プレハブ駐車場		TPPG	施行規則第1条の3第1項本文	
	基礎ぐいの許容支持力		TACP	施行規則第1条の3第1項本文	
	建築物等の図書省略 鉄骨造		TSTB	施行規則第1条の3第1項本文	
	- XVV 4 × M B B M	木造	TWDB	施行規則第1条の3第1項本文	
		RC造	TRCB	施行規則第1条の3第1項本文	
	二以上の工期に分ける既存不適格		TOPB	MRT4 WANTAN - AND A AND AND AND AND AND AND AND AND A	

3/3 防耐火・材料ほか